

広報 笑顔

スマイル

2023. 3.20 No.200

目次	1
お知らせ	1
公営住宅入居者募集	11
生涯学習だより「きらり」	12
地域安全ニュース	15
	16

在宅介護者を支える会 学習会のお知らせ

在宅介護者を支える会は、介護者や会に賛同する方が学習や交流を通して介護や認知症に関する理解を深め、介護者の心身のリフレッシュを図ることを目的に活動しています。

参加費

1人 5000円（弁当代込み）

申込期限

3月24日(金)

※送迎バスをご希望の方は申し込み時にご確認ください。
※当日はマスクを着用の上、弁当はお持ち帰りとなりますのでご了承ください。
申込み・問合せ
安平町地域包括支援センター
☎297072（早来地区）
☎254555（追分地区）

日時
3月27日(月) 10時～12時

場所
ふれあい交流館（みなくる）

内容
講話「認知症の最新のお薬事情と生活について～自分で選ぶこと・決めることの意味」
講師：道央佐藤病院 認定作業療法士・認知症ケア専門士 大谷嘉範氏

男女共同参画パネル展を開催します

育児休暇に関するさまざまなデータをパネル展で紹介いたします。
ご興味のある方はぜひご来場ください。

日程

3月27日(月)～4月14日(金)

場所

役場総合庁舎1階ホール
（会計課横に展示）

【展示テーマ】

育児は幸せのもと、男性の育児取得で、家族も企業も笑顔になろう！

問合せ

政策推進課政策推進グループ
☎222751

室蘭児童相談所巡回相談のお知らせ

お子さんの発達の中で気になることや困ったことなど、発達全般の相談を希望される方、療育手帳の新規申請や再判定を希望される方は期限までにお申し込みください。

日程

4月25日(火)

申込期限

3月31日(金)

※実施場所は利用される方々の居住地区などを考慮し、決定します。

申込み・問合せ

健康福祉課福祉グループ
☎297071

「オレンジカフェ」を開催します

認知症の方や家族、知人、介護福祉医療職、その他認知症について気になることがある方が集まって交流を楽しむ場として開催しています。気軽にご参加ください。

日時

4月13日(木)

13時～14時30分

場所

ふれあい交流館（みなくる）

多目的活動室

内容
認知症に関するミニ講演会や相談会、ミニゲームなど。
※参加費無料。お茶やお菓子をご用意します。
※参加された方にポイントあびら50ポイントを付与します。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって中止とな

る場合があります。
※当日はマスク着用でお願いします。発熱など体調不良の方はご遠慮ください。

問合せ

安平町認知症サポーターの会（代表 中田）
☎24646

地域サロンあんを開催します

日時
4月3日(月) 12時～15時

場所
ふれあいセンターいぶき

※会場は手指消毒、換気などの新型コロナウイルス感染症の対策をしています。
※当日はマスク着用でお願いします。
※緊急事態宣言が出た場合は中止します。

※お茶、コーヒー、お楽しみ甘味をご用意（参加費無料、昼食持参OKです）。
※安平町支え合い活動交付金、社会福祉協議会助成金を受け運営しています。

問合せ

代表 佐々木
☎253706

指定緊急避難場所等の指定取り消しについて

以下のとおり、指定緊急避難場所等の指定を取り消しましたのでお知らせします。災害の際にお間違えのないようご注意ください。

【指定を取り消す指定緊急避難場所】

- ・早来小学校（早来大町159番地）
- ・早来小学校グラウンド（早来大町159番地）

【指定を取り消す指定避難所】

- ・早来小学校（早来大町159番地）

問合せ 総務課情報グループ ☎ 2511

.....

眼底検査受診費用の一部を助成します

希望者に眼底検査を医療機関で受けた費用の一部を助成します。

■対象者

満40歳以上（昭和58年3月31日以前に出生された方）で、下記に該当する方は除きます。

- ①令和4年度の健康診査で眼底検査を受けた方
- ②医療機関で定期的に眼底検査を受けている方（医師の指示によりこれから眼底検査を受ける予定のある方も含みます）

■受診方法

- ①役場で「眼底検査受診御依頼書」と「安平町眼底検査費用助成交付申請書」の交付を受ける。
- ②「眼底検査受診御依頼書」を自分で選んだ眼科医療機関へ提出、検査を受けて検査料金を医療機関で支払い、領収書を発行してもらう。

※「健診」扱いになるので、健康保険証は使えません。

- ③「安平町眼底検査費用助成交付申請書」に記載し、②の領収書を郵送または窓口へ提出して費用の助成手続きを行う。

※助成額は5,038円が上限です。

■助成期間

1月2日(月)から3月31日(金)までに受診した検査が助成の対象となります。

■助成申請手続期限

4月14日(金)まで

問合せ 健康福祉課健康推進グループ ☎ 7071

.....

地域おこし協力隊員を募集しています

令和5年度から活動を開始する隊員を募集しています。募集対象は、都市地域に在住する方となります。知人や友人の方で関心がありそうな方がいらっしゃいましたら情報提供にご協力ください。

詳細は、町ホームページをご覧ください。か、政策推進課へご連絡いただければ郵送等も可能です。

■募集職種・人数

- ①介護ささえ隊員 1名
- ②コミュニティ×共創実践者 1名

■応募締切等

5月15日(月)まで ※希望者には事前に活動イメージ等の説明します。

問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎ 2751

被災者ペット飼育用住宅の 入居者募集について

平成30年北海道胆振東部地震で被災したペットを飼育している方を対象に、ペット飼育用住宅の入居者を募集します。

■入居要件

平成30年北海道胆振東部地震の被災者のうち、下記の要件をすべて満たす方が対象。

- ①町内に住所を有する方またはその見込みの方であること
- ②ペット（犬、猫に限る）を飼育し、住宅に困窮している方
- ③市町村民税等を滞納していない方
- ④入居する予定の方および同居する予定の方が暴力団員でないこと

■必要なもの

入居申込書および同意書、世帯全員の住民票、世帯全員が市町村民税を滞納していないことの証明書の写し

■募集戸数

早来北進ペット飼育用住宅 1戸（2LDK） 所在地：早来北進83番地4

■月額家賃

29,200円

■募集期間

随時 ※入居の募集については先着順となります。

■受付場所

建設課施設グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

問合せ

建設課施設グループ ☎ 2516

住所や世帯に変更があったときは届け出を

進学や就職、転勤などで引っ越しをされた方は、現在住んでいる寮やアパート等が住所地になりますので、住所変更の届け出を忘れずに行ってください。

3月下旬から4月上旬にかけては窓口が特に混み合う時期となります。手続きには時間に余裕をもってお越しいただくようお願いします。

※転入届、転居届は住所の異動から2週間以内、転出届は転出予定日の2週間前から手続きができません。

必要なもの

- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）
- ・お持ちの方はマイナンバーカード（新住所の記載を行います）
- ・印鑑（印鑑登録を希望する場合）
- ・前住地で発行された転出証明書（転入届の場合）
- ・委任状（本人や同一世帯の方以外が手続きをする場合）

問合せ

税務住民課住民生活グループ ☎ 2940

マイナポイントの申込期限が 5月末まで延長になりました

マイナポイントの申込期限が令和5年5月末までに延長になりました。

なお、マイナポイントの申し込みは、令和5年2月末までにマイナンバーカードの申請を行った方が対象となりますのでご注意ください。ポイントの受け取りに必要な手続きなどについては、広報あびら4月号でお知らせします。

■対象者

令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請した方

※令和5年3月以降にマイナンバーカードの申請を行った場合は、対象外となります。

■申込期限

5月31日(水)まで

■概要

マイナンバーカードを使って申し込むことで、最大20,000円分のポイントが受け取れます。

なお、申し込みにはキャッシュレス決済サービス（QRコード決済や電子マネーなど）が必要です。

キャッシュレス決済サービスとは

お札や小銭などの現金を使用せずにお金を払うサービスのことで、楽天Edy、nanaco、PayPay等のサービスがあります。

各キャッシュレス決済サービスごとに、マイナポイントの付与の方式や付与タイミング、ポイントの有効期限が異なる場合があります。各社ホームページでご確認いただくか、申し込みいただく決済サービスにお問い合わせください。

条件	付与ポイント
マイナンバーカードを取得された方のうち、マイナポイント第1弾に申し込みをしていない方	最大5,000円※
マイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込みを行った方	7,500円
公金受取口座の登録を行った方	7,500円

※申し込みをしたキャッシュレス決済サービスで20,000円までのチャージまたはお買い物をすることで、利用額の25%、最大5,000円分のポイントをもらうことができます。

問合せ

税務住民課住民生活グループ ☎ 2940

Facebook



あびらのまちの様子を、
SNSで発信しています。

Facebook ではまちの取り組みや事業などを、
YouTube ではあびらチャンネルで放送した過去の動画などをご観いただくことができます。

YouTube





安平町の公共交通 春のダイヤ改正等のお知らせ



この春は、定例のダイヤ改正のほか、町民の皆さんのご意見やご利用状況等を踏まえた循環バスやデマンドバスの運行内容の変更を行います。

詳しくは、[安平町ホームページ](#)または今号と一緒に配布している「安平町の公共交通（時刻表・路線図・乗り方ガイド）」をご覧ください。

【問合せ・公共交通の役場相談窓口：政策推進課政策推進グループ ☎@2751】

◆ 令和5年春の主な改正等事項

交通機関	概要	改正時期
鉄道	① J R 室蘭線、石勝線の <u>運行時刻を改正</u> ② J R 室蘭線苫小牧7時31分発-追分8時9分着の列車を <u>毎日運行に変更</u> （休日運休をとりやめ）	3月18日
地域間幹線バス	①あつまバス苫小牧線および千歳線の <u>運行時刻を改正</u>	4月1日
循環バス	① <u>停留所の変更</u> （「大町（渡邊医院前）」「早来ゆきだるま郵便局前」の増、「遠浅小学校前」の減） <u>および経路変更</u> ② <u>フリー乗降区間の変更</u> （遠浅駅前の区間延長、町民センター前の新設） ③これらに伴う <u>運行時刻を改正</u>	4月1日
スマホ予約可能! デマンドバス	①早来、遠浅市街地エリアの便ごとの運行方向（自宅からバス停またはバス停から自宅）があったものを「 <u>方向制限なし</u> 」に変更 ②これに伴う早来、遠浅市街地エリアの <u>各始発時刻を改正</u> ③早来、遠浅市街地 <u>バス停の変更</u> （増加） ④初めてご利用する方の「 <u>利用者登録</u> 」をメールや郵送でも対応（転居等がない限り「利用者登録」は1回だけで済みます）	4月1日
ハイヤー	<u>早来地区における(有)追分ハイヤーの営業は、運転手不足のため休止中です。</u> そうした早来地区のハイヤー空白状態による不便な状況を緩和するため、この春に循環バス、デマンドバスの変更・改正を行います。なお、これまで各公共交通機関の連携と共存を図るために守ってきた措置を変更しておりますが、 <u>これは早来地区でのハイヤー営業再開を諦めるものではございません。</u> 令和5年度中にはさらなる改善を図るため、次の取り組みを実施します。 新規① ハイヤー運転手等に必要な 第二種運転免許の取得費を助成 する事業 新規② 地域おこし協力隊制度 を活用した運転手等を確保する事業 継続 町民対象の ハイヤー運賃半額助成 事業（町内移動・近隣医療機関）	

Pick up!

（早来、遠浅市街地エリア）
デマンドバスの改正点を解説！

改正点① 「方向制限なし」に！

改正点② 始発時刻が変わります

10便から9便に減りますが、方向制限がなくなるので自宅と街中バス停との行き来が1時間に1回できるように！

改正点③ 停留所が5つ増えます！

生活関連施設へのアクセスが便利に！

対象	早来市街地行 遠浅市街地行	安平・緑丘・瑞穂・守田・東早来・大町・北進・ 栄町・北町・新栄・富岡・遠浅・源武にお住まいの方 遠浅・源武・富岡・新栄にお住まいの方	
自宅⇒バス停、バス停⇒自宅、どちらの方向も可			
第1便	8:00 発	第6便	14:00 発
第2便	9:00 発	第7便	15:00 発
第3便	10:00 発	第8便	16:00 発
第4便	11:00 発	第9便	17:00 発
第5便	12:00 発		
【早来街中バス停】（ハイヤー空白状態のため、拡充対応中）			
①はやきた子ども園 ②町民センター ③せいこドーム ④早来雪だるま郵便局 ⑤ニコット ⑥きしだ ⑦サツドラ ⑧渡邊医院 ⑨JR 早来駅 ⑩岸田薬品 ⑪前田商店 ⑫まち・あいステーションピア ⑬役場総合庁舎 ⑭鶴の湯温泉			
【遠浅街中バス停】①JR 遠浅駅 ②遠浅公民館			

安平町既存住宅耐震診断等費用 補助金交付制度のご案内

町内にある既存住宅の耐震診断、補強設計および耐震改修工事を行う方に対し、その費用の一部を補助します。

■募集期間

4月3日(月)～9月29日(金)

※上記期間内に先着順で申請を受け付けます。また、予算額に達した場合は、募集期間中に終了する場合があります。

■対象住宅

- ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ・申請年度の11月末日までに完了する工事であること
- ・建築基準法その他関係法令に違反していないこと

■対象者

- ・町内に住所を有し、対象住宅を所有かつ居住する個人
- ・町に納付すべき町税等を滞納していないこと

■補助金の額

- ・耐震診断 耐震診断に係る経費の2/3 (上限 89,000円)
- ・補強設計 補強設計に係る経費の2/3 (上限 100,000円)
- ・耐震改修工事 耐震改修工事※に係る経費の23% (上限 822,000円)

※外壁、屋根、断熱等の付帯工事については、耐震改修工事を行うために必要な範囲のみ対象。ただし、従前と同等の仕様であることが条件になります。

■その他

耐震診断を行う方は、建築士の資格を有し、かつ北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿において耐震診断の講習区分で登録しているもの、または耐震改修促進法施行規則第5条第1項各号に掲げる耐震診断資格者である必要があります。

■申請に必要な書類

- ・安平町既存住宅耐震診断等費用補助金交付申請書 (様式第1号)
- ・住民票の写し
- ・登記事項証明書 (建物)
- ・納税証明書
- ・位置図、配置図、平面図、立面図等
- ・見積内訳書
- ・耐震診断報告書 (様式第2号。補強設計・耐震改修工事を行う場合のみ)
- ・改修計画書 (様式第3号。耐震改修工事を行う場合のみ)

申込み・問合せ

建設課施設グループ ☎ 2516

快適で安全、安心な住環境を求める方を支援 住宅リフォーム費用助成制度

町民の皆さんやこれから安平町に移住される方が、町内の建設業者に依頼して自ら所有している住宅のリフォームを行う場合、工事費用の一部を助成します。

■申込期間

4月3日(月)～12月15日(金)

※上記期間内に先着順で申請を受け付けます。また、予算額に達した場合は、申込期間中に終了する場合があります。

■対象者

- ・町内に住所を有する方、または安平町に移住される方
- ・5年以上居住することを確約できる方
- ・住宅の所有者でかつ、その住宅に現に居住している方（移住される方は居住の有無は問わない）
- ・住宅の所有者および同一世帯全員が町税等を滞納していない方
- ・暴力団等に属していない方

■対象工事

- ・バリアフリー改修工事（通路幅拡幅、浴室・トイレ改良、段差解消など）
- ・断熱、省エネ改修工事（窓、外壁などの断熱性能を町が定める基準以上に高める工事）

■対象住宅

- ・町内にある専用、併用住宅（併用住宅の場合は居住部分のみ対象）
- ・築後10年を経過している住宅
- ・建築基準法等を遵守している住宅
- ・町内の業者がリフォームする住宅

■助成額

バリアフリー改修工事

- ・対象工事の税込額が10万円以上のリフォーム工事の1/2（最高 150万円）
- ・申請者の同一世帯における満18歳未満のお子さんの人数によって助成額を加算（上限あり）

断熱、省エネ改修工事

対象工事の税込額が10万円以上のリフォーム工事の23%（最高 766,000円）

※昭和56年5月31日以前に着工された住宅は、耐震一般診断で総合評価1.0以上であること、または耐震補強工事により総合評価1.0以上とすること。

※助成金交付決定前に着手していない工事で、申請年度の1月末日までに工事完了届を提出できる工事であること。

※助成金の交付は、同一住宅および同一人につき1回限りとすること。

【対象とならない工事】

単なる屋根・壁の塗装や張り替えや住宅の解体、給湯ボイラー等の機械設備、設計費など。

申込み・問合せ

建設課施設グループ ☎ 2516

令和5年度 地域づくりに関する各種支援事業の募集について

「まちづくり事業支援交付金」

まちづくりの主役である自治会・町内会、農事組合、ボランティア団体、NPO団体等は、地域で支えあいながら、自分たちの住んでいるマチをもっと良くしようと、地域づくりに関する各種支援事業を活用し、地域振興イベントの開催や自主防災組織に必要な備品整備など、地域の実情に応じた創意工夫にあふれる取り組みを展開しています。

そこで、令和5年度における地域づくりに関する各種支援事業を募集しますので、地域コミュニティの活性化に向け、ぜひご活用ください。

まちづくり事業支援交付金

(1)事業の主旨等

安平町まちづくりファンド基金を財源として、コミュニティ団体やボランティア団体等が行う地域に密着した協働によるまちづくりを推進し、地域活動の振興を図り、まちづくりへの積極的な参加を促していくことを目的として取り組む事業に対して交付金を交付する制度です。

(2)交付の対象者

町内に住所を有する方を中心に構成されるコミュニティ団体、ボランティア団体等

(3)交付率、交付金額等

区分	交付率	交付上限額
ソフト事業	対象経費の8/10以内	50万円（下限5万円）
ハード事業		500万円（下限5万円）

(4)交付対象となる事業

ソフト事業	①公益性を有する非営利法人化支援事業	非営利の法人化に係る経費を支援
	②公益性を有する非営利法人の育成支援事業	法人化後の活動経費を支援
	③地域づくり、ボランティア団体等の育成事業	組織強化のための研修会等
	④地域振興のためのイベント事業	実行委員会等による事業
	⑤地域文化の継承・活用のための事業	ワークショップや記録誌制作等の事業
	⑥地域資源を活用した事業	地域の魅力を伝える交流事業等
	⑦地域づくり活動に必要となる備品整備事業	・自主防災組織等の備品整備および維持、補修に係る経費 ・自治会、町内会等の活動で使用するための会議用テーブルやイスなどの備品整備
ハード事業	①地域防災・防犯活動等に資する施設整備事業	防災倉庫等の施設整備
	②地域の会館改修等整備事業	屋根の塗装やトイレの水洗化等
	③伝統文化の継承、歴史的施設の保全・活用に資する施設整備事業	歴史的建物を保全しながらリニューアルし、賑わい創出の拠点とする事業等
	④観光振興に資する施設整備事業	観光看板等の施設整備
	⑤選考委員会において助成対象と認める事業	プレゼンテーションを経て採否を判断

募集期間および今後のスケジュール

募集期間 ソフト事業 4月3日(月)以降、随時受け付け
ハード事業 4月3日(月)～5月8日(月)

スケジュール 6月上旬 選定委員会での審査
6月中旬 交付金の交付決定

問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎ 2751

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが
令和5年3月13日から

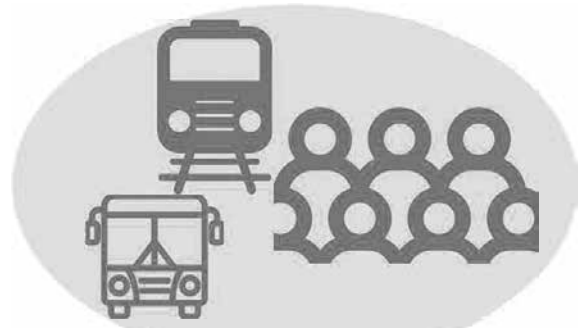
マスク着用は個人の判断が基本となります

ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために
マスクを着用しましょう



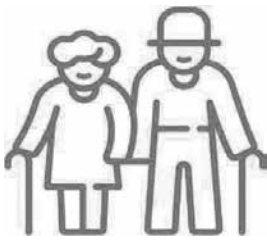
受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

4月9日(日)は 北海道知事・北海道議会議員選挙の投票日です

3月31日(金)に投票所入場券を送付予定です。入場券に記載されている内容を確認し、各投票所へお越しく下さい。ご不明な点は下記まで問い合わせをお願いします。

■告示日 ・北海道知事 3月23日(木)
・北海道議会議員 3月31日(金)

■投票日 4月9日(日)

■期日前投票について

期日前投票所

役場総合庁舎および総合支所内の期日前投票所

期日前投票期間

・北海道知事 3月24日(金)～4月8日(土)
8時30分～20時
・北海道議会議員 4月1日(土)～8日(土)
8時30分～20時

問合せ 安平町選挙管理委員会事務局 ☎ 2511

投票区・投票所一覧	
投票区	投票所
第1投票区	旭陽会館
第2投票区	青葉会館
第3投票区	追分ふれあいセンターい・ぶ・き
第4投票区	花園若草会館
第5投票区	明春辺会館
第6投票区	安平公民館
第7投票区	北進会館
第8投票区	町民センター
第9投票区	保健センター
第10投票区	北町会館
第11投票区	富岡会館
第12投票区	遠浅公民館



好評のランニングマシンとエアロバイクを利用して運動しませんか。ガーデニングホールへトレーニングシューズをご持参のうえお越しく下さい。汗をかいた後は、ぬくもりの湯でリフレッシュしてください。

・【ロングランキッズデー】3月31日(金)まで、平日限定で開催中

入浴または回数券購入の小学生以下のお子さんに、キッズカードのスタンプ1個、恐竜レプリカつかみ取り、おもちゃのどれかが必ず当たるくじ引きを実施！

※イベントの詳細やスタンプカードの景品は、町ホームページ

「ぬくもりの湯3月の営業情報」をご覧ください。



・【ハッピーバスデー】4月1日(土)より開催

新しい事業として、誕生(バース)をお風呂(バス)でお祝いする「ハッピーバスデー」を開催します。町民の方は、誕生月の入浴が2回無料、町外の方は1回無料に！誕生月にはぜひぬくもりの湯をご利用ください！生年月日の入った身分証明書の提示と、名簿への記載をお願いします。

・【カラダ測定会】4月4日(火) 13時～16時

体組成測定による診断を受けられます！

参加特典：入浴料100円引き、入浴スタンプ2倍、ポイントあびら50ポイント

※【キッズデー】【カラダ測定会・ぬくもりサロン】は継続して開催します。詳しくは広報あびら、広報笑顔、町ホームページでお知らせしますので、お楽しみに！

休館日 3月28日、4月11日、4月25日(毎月第2・4火曜日)

問合せ ぬくもりの湯 ☎ 2968 (営業時間 11時～22時)

公営住宅 入居者募集

募集期間 4月3日(月)～14日(金)

案内書および申込書の配布・受付(土、日曜日を除く)

申込受付期間: 4月3日(月)～14日(金) 8時30分～17時15分

受付場所

建設課施設グループ(総合庁舎)、住民サービス課住民サービスグループ(総合支所)

必要なもの

入居申込書および同意書、世帯全員の所得証明書の写し(最新のもの)、世帯全員の住民票の写し、世帯全員が市町村税を滞納していないことの証明書の写し、マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード

抽選日時・場所

募集住宅に対し重複した場合は下記日程で抽選を行います。抽選場所は地区によって異なります。

早来地区分 4月18日(火) 9時30分～総合庁舎

追分地区分 4月18日(火) 13時30分～総合支所

募集予定団地(募集予定団地は変更となる場合がありますので、受付場所でご確認ください)

早来地区: 遠浅南公営住宅、遠浅駅前公営住宅、早来あかね公営住宅、早来さつき公営住宅、早来北町公営住宅、早来大町東公営住宅、早来あけぼの公営住宅

追分地区: 追分南公営住宅、追分中央公営住宅

その他

令和5年5月1日より契約、15日以内に入居可能な方に限ります。

問合せ 建設課施設グループ ☎ 2516

暮らしの困りごとの相談に行政相談委員が応じます

年金の手続きや制度について知りたいこと、借金や遺産相続について相談したいなど、あなたの暮らしの困りごとをお気軽にご相談ください。

相談は無料。秘密は守ります。行政相談委員の自宅または電話で常時相談に応じます。

総務省行政相談委員 早来地区 水野 佐氏 ☎ 3518

追分地区 平野秀樹氏 ☎ 2774

問合せ 総務課総務グループ ☎ 2511



【広報笑顔(スマイル)】

発行/安平町

企画・編集/総務課情報グループ

☎ 059-1595 安平町早来大町95番地

(☎ 2511・FAX 2026)

安平町ホームページ

<https://www.town.abira.lg.jp>

安平町フェイスブック公式ページ

<https://www.facebook.com/hokkaido.abira>

乗って守ろう・まちづくりに活かそう! 賢く上手な公共交通の組合せ利用を

- ▶ JR(都市への速やかな移動に)
- ▶ あつまバス(隣接市への移動に)
- ▶ 循環バス(町内4地区を跨ぐ移動に)
- ▶ デマンドバス(予約制・自宅から街中停留所までの小地域内の移動に)
- ▶ ハイヤー(自由度の高い公共交通)



みんなで乗れば、
未来が変わる。
MITSUBISHI MOTORS

[役場相談窓口] 政策推進課政策推進グループ ☎ 22-2751

4月1日(土)まなびお図書室 OPEN!

4月1日(土)に早来地区の図書室がリニューアルオープンとなります。旧図書室(早来公民館図書室)の蔵書はもちろん、早来地区の小・中学校の学校図書も追加され、より親しみやすい図書室が誕生しますので、ぜひご来室ください。

- ◆名称：まなびお図書室(早来学園図書室)
- ◆開室日：令和5年4月1日(土) 9時～
- ◆住所：早来大町169番地1
(安平町立早来学園内)
- ◆☎0145-29-7775



「まなびお図書室」の特徴

□来室可能時間が21時までになります!

早来公民館図書室では17時までとしていましたが、なかなか日中に来室できない方も利用できるように、21時まで本を楽しむことができます!(司書在室時間:9時~17時(司書相談など))

□月曜日も来室可能となります!

公民館図書室から変更となり学校図書室と一緒にしたことにより、月曜日の来室も可能となります。

※追分公民館図書室は従来どおり変更ありません。

□無人貸出機・「利用者カード」のデジタル化を導入します!

利用者の利便性の向上のため無人貸出機での貸出を開始、「利用者カード」をうっかり忘れてもスマホがあれば利用できるように「利用者カード」のデジタル化も併用した利用を可能とします。

□子どもたちや地域の方々とお過ごす素敵な時間となります!

「まなびお(地域開放部分)」では、子どもたちが授業を行ったり、地域の方が活動する共有スペースとなり、暖炉のそばで資格の勉強や読書、ご近所さんとお話を楽しんだりと多種多様な使用の仕方が可能となります。

□「まなびお図書室」は今までの公民館図書室と同様に使用することができます!

今までの「利用者カード」のまま、「まなびお図書室」を使用することができます。「まなびお図書室」は一般利用者が自由に出入りすることができ、好きな時間に好きな本を楽しむ空間と生まれ変わります。

※「まなびお図書室」を利用する際は、顔認証や身分証明書の提示などは不要です。まなびお専用玄関から誰でも来室ができますので、今までどおり「利用者カード」をお持ちになってご来室ください。



生涯学習だより



第246号

発行
安平町教育委員会
☎29-7036
FAX29-7030



令和4年度第11回教育委員会議決事項等報告(2月24日開催)

- ①令和4年度安平町一般会計補正予算について
- ②安平町子ども文化・スポーツ賞被表彰者の決定について

※次回の教育委員会(3月28日開催予定)については次号でお知らせします。

また、教育委員会はどなたでも傍聴できます。詳しくは教育委員会事務局まで(☎29-7036)

せいこドームからのお知らせ

□レッス参加者募集！

冬季休業していたプールが、2月23日(木)よりオープンしています。
下記プールプログラムの参加者を随時募集しております。奮ってご参加ください！

●大人プールプログラム

□受講料 2,000 円/1か月(入館料は別途お支払いください)
※1か月 2,000 円で好きなプログラムをいくつでも受講できる「フリースystem」です。
□指定の申込書に受講料を添えて窓口でお申し込みください。

●フロアレッスンプログラム

□料金 サーキット 300 円、サーキット α 500 円
□申込書に必要事項を記入し窓口にお出してください。月ごとで予約が可能です。

※「子ども水泳教室」については各小学校、子ども園からのお便りをご参照ください。

□プールプログラム/フロアプログラム

火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
ブルサイドストレッチ 10時15分～10時45分	サーキット 10時15分～10時45分	水中ウォーキング～膝痛改善～(初中級/松田) 10時30分～11時00分	ブルサイドストレッチ 10時15分～10時45分	サーキット 10時15分～10時45分
ウォーキングアクア(石井) 11時00分～11時45分		基本の背泳ぎ(松田) 10時30分～11時00分	ウォーキングアクア(石井) 11時00分～11時45分	子どもスイミング 幼児3～5歳 10時15分～11時05分
基本のクロール・基本の背泳ぎ(宮田) 11時45分～12時15分		基本の平泳ぎ(松田) 11時00分～11時30分	大人水泳教室(初中級/宮田) 11時45分～12時45分	子どもスイミング 小学生 11時10分～12時10分
	サーキット 12時30分～13時00分	サーキット 12時30分～13時00分		サーキット α (石井) 12時45分～13時45分
大人水泳教室(初級/宮田)(中上級/松田) 13時30分～14時30分	大人水泳教室(初中級/宮田) 13時30分～14時30分	およGO!!(松田) 13時30分～14時30分	基本のバタフライ(松田) 13時30分～14時30分	大人水泳教室(中上級/松田) 14時00分～15時00分
子どもスイミング 幼児3～5歳 15時15分～16時05分			子どもスイミング 幼児3～5歳 15時15分～16時05分	
子どもスイミング 小学生 16時15分～17時15分	子どもスイミング 小学生 16時15分～17時15分	子どもスイミング 小学生 16時15分～17時15分	子どもスイミング 小学生 16時15分～17時15分	
		サーキット 19時00分～19時30分		
大人水泳教室(中上級/松田) 19時～19時45分				
大人水泳教室(初級/松田) 19時45分～20時15分		ウォーキングおまけ(宮田) 19時45分～20時30分		

お知らせ

□4月29日(土・祝)の「子ども水泳教室」は**お休み**となります。お間違えの無いようご確認ください。

※「大人プールプログラム」については特別プログラムとなりますので詳細はスポーツセンターまでお問い合わせください。

□3月末をもちまして、アイスアリーナの営業は終了します。たくさんのご利用ありがとうございました。次シーズンの営業につきましては HP にて掲載予定です。

せいこドームご利用案内

□営業時間 10時～21時
□4月休館日 全館 10日(月)
プール 3日、10日、17日、24日(毎週月曜日)

	幼児	小・中学生	高校生	大人	60歳以上
プール	60円	110円	210円	310円	110円
リンク	60円	110円	210円	310円	
トレーニング	60円		160円		

※小学生のトレーニング室のご利用はできません。

□4月インボディ測定

25日(火)	28日(金)
・9時30分～11時30分	・12時～15時 ・18時～19時30分

筋肉量

体脂肪量

肥満指標

わかります！

冬期間の状態を知り暖かくなる時期に備えた準備をしませんか？

安平町スポーツセンター公式HPはこちらです。
<https://abirasupo.com/>
TEL:0145-22-3944
FAX:0145-22-3929

安平町民が活躍しています!



【アイスホッケー】
 2月11日 2022年度四都市対抗アイスホッケー少年団交流大会(室蘭市)▼低学年の部 優勝 苫小牧ジュエツ(有本千隼・はやきた子ども園)第3位 安平ギャロップ▼
 高学年の部 優勝 苫小牧ジュエツ(有本好花、有本圭亮・遠浅小)第3位 安平ギャロップ
 2月18日 19日 第16回旭川中央ライオンズクラブ杯全道小学生アイスホッケー大会(旭川市)▼優勝 苫小牧ジュエツ(有本圭亮・遠浅小)
 【ソフトテニス】
 2月18日 第36回全道ソフトテニス少年団北広島大会(北広島市)▼団体戦 女子の部 準優勝 カント・レラJrクラブ(川口紗央・遠浅小)
 2月26日 2023ジュニアインドアソフトテニス大会(千歳市)▼女子の部 第1位 長嶺花音(カント・レラJrクラブ)※町外者とペア
 【コンクール・コンテスト】
 令和4年度JA共済全国小・中学校交通安全ポスターコンクール
 ▼JA共済連会長賞・銅賞 秋田 菜々美(早来小)

令和4年度(後期)子ども文化・スポーツ賞被表彰者

安平町教育委員会では、芸能文化及びスポーツ分野において、全国・全道規模の大会等で優秀な成績を収めた児童生徒を対象に、子ども文化・スポーツ賞の受賞者を決定し表彰しています。

令和4年度後期(令和4年10月1日～該当)の被表彰者が決定しましたので、ご紹介します。

氏名(学校名学年) ※敬称略	種目	事績	表彰種類
秋田 菜々美 (早来小4年)	ポスター	第49回令和4年度JA共済全道小・中学生交通安全ポスターコンクールにおいて、金賞を受賞した。 *子ども文化賞(2)に該当	子ども文化賞
本多 恵昭 (追分小1年)	作文	第68回青少年読書感想文コンクール、第48回北海道指定図書読書感想文コンクールにおいて文研出版社賞を受賞した。 *子ども文化奨励賞(1)に該当	子ども文化奨励賞

太極拳メンバー募集

太極拳メンバーを募集しています!
 興味のある方、体験したい方はぜひお問い合わせください。
日 時 毎週土曜日 13時30分～15時
場 所 ぬくもりセンター多目的情報ホール
服装・持ち物 動きやすい服装、飲み物、タオル、底の薄い室内用運動靴
申込み・問合せ 090-8632-5032(森田)
 安平町支え合い活動交付金社会福祉協議会助成金を受け運営しています。

追分卓球同好会メンバー大募集

日 時 毎週月曜 19時～21時
場 所 追分中学校
会 費 1,000円(1年)
対 象 小学生、中学生、高校生、成人(初心者大歓迎!)
問合せ 追分卓球同好会
 代表 大内 ☎25-3601

町民活動支援事業

令和5年2月7日(火)に追分公民館において町民活動支援事業「第2回合唱講座」まとめの発表会が行われました。本講座は7月から活動し、合唱が好きな町民を中心に練習を行っており、発表当日は16名で練習の成果を発表しました。発表会では、普段の発声練習曲からおなじみの合唱曲など計15曲を披露し、美しい歌声で来場された方たちを癒しました。



苫東安平ソーラーパーク株式会社様より環境教育の寄与を目的として教材が寄贈されました。ありがとうございました!

第3部「恵まれない子たちと共に」

(12)日本人の現地スタッフを募集する

文責
平和教育マスター
新井 榮



収容人数が増えたことで、今までのように支援してもらえるのを待つだけでは、運営が成り立たなくなってしまいました。それで、資金集めの活動に力を入れなければならなくなり、私の通年通しての現地活動は、難しくなったのです。けれど私のいない間の現地の金銭管理や運営などどうしても日本人でなければ出来ないことがあります。そのため日本人スタッフを募集することにしました。幸い現地は観光地なので若い日本人が利用するゲストハウスが沢山あります。そこに「日本人スタッフ募集」のポスターを張らせてもらったのですが、なかなか応募がありません。困り果てていた時思いついたのが日本人会の会合に若い人たちが集まって来ることでした。中でもJICA(青年海外協力隊)の若い人達と親しく交流していましたので彼等に日本人スタッフが居なくて困っていることを話し何とかならないだろうかと話してみました。すると間もなく二人のスタッフ希望者を見つけてくれたのです。一人は藤井先生の写真芸術専門学校の女学生で半年間休学して参加したいという人、もう一人の人も女性で会社員だった人でした。二人とも、日本では体験できないような活動を通して多くのことを学びたいということで応募してくれたのです。私は二人に、会の組織やスタッフの心得と留意点について話をすると共に 子供の指導に当たっては 子供たちが自らの力で生きぬくことができるよう逞しい生活力を身に付けてやるという指導が中心となることなどを話してやりました。二人は施設に泊まり込み 子供たちと生活を共にしながら活動をしてくれることになりました。お陰で私は一年の内半年(十月～三月)の寒い間は現地で 残りの暖かい季節の半年は日本で会の活動に専念できるようになったのです。若い二人はインターネットが得意で現地の様子や何か問題が起きた時等には、ネットを通して連絡してくれるようになりました。それで、現地の様子を年間通して知ることができると共に何か問題が起きた時にはその都度適切なアドバイスや指示ができるようになったのです。このメールのやり取りを通して日本人スタッフは現地の状況を的確に把握し、子供たちのことを考え活動してくれていることを知りました。厳しい暑さの中、しかも不便な所でのボランティア活動に本当に心から感謝でした。



公民館図書室 新着図書のご案内

開室日 追分 火～日曜日 9時～17時

早来(4/1以降) 月～日曜日 9時～21時

☎ 早来(4/1以降):29-7775、追分:25-2565

新しい本がたくさん入りました！早来・追分どちらの公民館の本でも借りることができます。

早来公民館

〈一般書〉ぼけの壁(和田 秀樹)／三流シェフ(三國 清三)／負けないで！(小笠原 恵子)／
審議官(今野 敏)／母親ウエスタン(原田 ひ香)

〈児童書〉チャコウラさんの秘密を知りたい！ナメクジの話(宇高 寛子)／たべもの おおきな
しゃしんでよくわかる(瀬尾 知子)／たぶんみんなは知らないこと(福田 隆浩)／
かぼちゃスープのおふろ(柴田 ケイコ)／おすしがふくをかいにきた(田中 達也)

追分公民館

〈一般書〉ニッポンのおじさん(鈴木 涼美)／いずみさん、とっておいてはどうですか(高野
文子ほか)／おいしい器のある暮らし ずっと使い続けたい、私のお気に入り(タサ
ン志麻ほか)／天下大乱(伊東 潤)／この父ありて 娘たちの歳月(梯 久美子)

〈児童書〉ジュニア空想科学読本 25(柳田 理科雄)／絶滅生物驚愕研究所 これがホントに
いたんです！(今泉 忠明)／ひみつの犬(岩瀬 成子)／あらしとわたし しぜんの
なかでいきる(ジェイン・ヨーレンほか)／おだんごちょうだい(せな けいこ)

『春ですね！』

ながらくお待ちいたしましたまなびお図書室(早来学園図書室)が、4月1日(土)にオープンします。今まで分かれていた一般書と児童書がひとつの部屋になりました。地域の皆さんと児童生徒の皆さんが、ともに本を楽しむことができる場所です。4月は「始まりの春、スタートの春」の本を展示貸出いたします。

◆ 読み聞かせ 4月日程 ◆

	日 時	場 所
読み聞かせ ありんこ会	4月8日(土)10時30分～	まなびお図書室(早来学園図書室)
ブックスタート読み聞かせボランティア 赤ずきん	未定	—

架空料金請求詐欺についておさらい！

地域安全ニュースで何度かお伝えしていますが、特殊詐欺による被害は増える一方で、昨年の全国での認知件数は約17,500件（うち検挙数約6,600件）、実質被害総額は361億円を超えています。

今回は、前回紹介した「オレオレ詐欺」と並んで事例が多い「架空料金請求詐欺」について紹介しますので、前号と併せて確認の上、被害に遭わないように注意しましょう。

● 確認しよう、架空料金請求詐欺について

1. 「架空料金請求詐欺」ってどういう詐欺？

インターネットサイト事業者などになりすました犯人から、携帯電話やスマホのEメールやSMS（ショートメッセージ）での連絡、裁判所関連団体などの名称で自宅にはがきを送付することにより、実際には使用していない料金を支払わせようとする詐欺です。記載の連絡先に電話をかけると、弁護士や裁判所職員を名乗る者などから「払わなければ裁判となる」「すぐに払えば一定額が返金される可能性が高い」などと、払ったほうが良いと思い込むような内容の話をしてくれます。

2. どんな内容の請求が多いの？

よくある内容としては「①有料サイトの未払い利用料請求」が約半分を占めるほか、「②名義貸しトラブル等の解決示談金」「③漏洩した情報の抹消料金の請求」の3パターンが特に多くなっています。また「④実在の大手有名通販サイトを名乗った未払い請求」も最近増えているようです。

3. 連絡の内容で気を付けるキーワード

相手に連絡を取ると、コンビニエンスストアなどで電子マネーの購入を促してくるケースが多いです。事業者、裁判所や弁護士が料金、示談金の支払いでそのような指示をすることはありません。

特にはがきでの通知の場合、連絡先に民事訴訟管理センター、国民訴訟通達センター、東京財務管理局など実在しない行政機関名が記載されている場合が多いので必ず調べてみましょう。なお、裁判所から送付される民事訴訟通知には必ず赤字で「特別送達」と記載されています。

4. 騙されないために

- ・携帯電話などに届いた、身に覚えのない商品の未払い通知に記載されているURLは絶対にクリックしない。
- ・訴訟関係の書類ははがきでは届かないので、記載の電話番号に絶対に電話をかけない。
- ・もし、上記のような通知が来て不安な場合や引っかかってしまった場合は消費者ホットライン（☎188）、警察相談専用窓口（#9110）、下記連絡先などにすぐ相談する。

**消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ**

この度、ご通知しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号（わ）285 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承認いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター
東京都千代田区森が関
取り下げ等のお問い合わせ窓口
受付時間 9:00～20:00（日、祝日を除く）

↑このようなはがきは
無視しましょう

不審者や不審車両を見かけたら
警察署・最寄りの駐在または役場総務課までご連絡を！

苫小牧警察署 ☎ 0144 35 0110

追分駐在所 ☎ 25 2003

安平駐在所 ☎ 23 2339

早来駐在所 ☎ 22 2030

遠浅駐在所 ☎ 22 2211

役場総務課 ☎ 22 2511